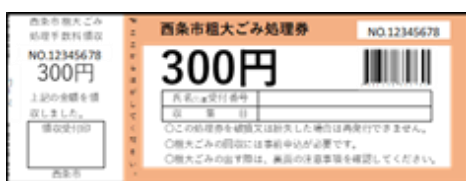


西条市

一般廃棄物処理手数料収納事務 委託業務の手引き



令和4年11月

西条市 環境部 衛生課

TEL 0897-52-1338

1 業 務

本手引きは、家庭系廃棄物（ごみ）処理手数料の収納事務委託契約締結のために設けた、「西条市一般廃棄物処理手数料収納事務委託要綱」に基づく、収納業務の実施方法を示したものです。

住民生活を支える大切な業務となりますので、趣旨をご理解の上、以下の要件に従い、住民に対し誠実な態度で取扱っていただきますようお願いいたします。

2 業務内容

本手引きで示す業務は、家庭系廃棄物（ごみ）の処理をしようとする住民から、指定袋（市の指定するごみ袋）及び粗大ごみ処理券（以下「指定袋等」とする。）と引き換えに、家庭系廃棄物処理手数料を収納する事務を、「西条市一般廃棄物処理手数料収納事務委託契約」（以下「収納事務委託」という。）を締結して委託するものです。

3 指定袋等の種類

令和5年4月1日より使用開始する、指定袋及び粗大ごみ処理券の種類、手数料額は次のとおりです。

なお、販売開始は令和5年3月1日からとなります。

（1）指定袋等の種類

市の指定する指定袋等の規格に応じて「西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例」により定められた処理手数料を徴収していただきます。

また、指定袋等は、市が指定し作成したものとなります。

① 指定袋の種類と手数料額

指定袋の種類	サイズ	1枚あたりの手数料
もえるごみ (緑色)	大 45ℓ	45 円/枚
	中 30ℓ	30 円/枚
	小 20ℓ	20 円/枚
もえないごみ (橙色)	大 45ℓ	45 円/枚
	中 30ℓ	30 円/枚
	小 20ℓ	20 円/枚

② 粗大ごみ処理券の料金

令和5年4月1日より、粗大ごみ収集は事前に申し込んでいただき戸別に収集する形式となり、処理料金は収集品目により、300円・600円・900円となります。

粗大ごみ処理券の種類は300円の1種類とし、住民には申し出の際に指定された金額に合わせた枚数を準備してもらうこととなります。

粗大ごみ処理券	300 円/枚
---------	---------

(2) 取扱上の注意点

手数料は税込み価格であり、販売店舗において別途消費税及び地方消費税を徴収することはできませんのでご注意ください。

3 指定袋等の取り扱い

住民から指定袋等と引き換えに家庭系廃棄物処理手数料を収納する方法は次のとおりです。

(1) 指定袋の引換え単位

指定袋は、各種類1組(10枚)単位の引換えとします。

指定袋の種類	サイズ	手数料額	交付単位	住民交付(販売)料金
もえるごみ (緑 色)	大 45ℓ	45 円/枚	10 枚 1 組	450 円/組
	中 30ℓ	30 円/枚	10 枚 1 組	300 円/組
	小 20ℓ	20 円/枚	10 枚 1 組	200 円/組
もえないごみ (橙 色)	大 45ℓ	45 円/枚	10 枚 1 組	450 円/組
	中 30ℓ	30 円/枚	10 枚 1 組	300 円/組
	小 20ℓ	20 円/枚	10 枚 1 組	200 円/組

※指定袋は、10枚を1組としており、外袋は乾電池廃棄用袋となっています。

(2) 粗大ごみ処理券の引換え単位

粗大ごみ処理券は、10枚一束となっており、1枚単位の引換えが可能です、委託店舗で切り離して交付(販売)してください。

粗大ごみ処理券	300 円/枚	交付単位 1 枚
---------	---------	----------

(3) 指定袋等の引換え時の遵守事項

指定袋の取扱い及び引換え時は次の事項に注意してください。

① 取り扱い形式について

本収納事務は、住民から直接、指定袋等と引き換えに手数料を収納するものですのでご注意ください。委託店舗が住民に直接配達し手数料を収納することは可能です。

② 指定袋等の価格変更の禁止

指定袋等の取扱いは、商品の販売とは異なります。指定袋等の料金は条例で定める廃棄物処理手数料のため、値引き等による条例とは異なる額での取り扱いや、ばら売りといった要綱に示す数量以外での取り扱い、景品など無償提供に利用することはできませんのでご注意ください。

③ 指定袋等の適正な管理

委託店において管理上で生じた紛失や破損、汚れた場合の返還、交換は受付できません。委託店舗の理由による契約の解除の際も、返還の受付はできませんのでご注意ください。

④ 不良品の取扱い

指定袋等を購入した住民からの返還要請は、未使用で穴あきや破損等あきらかに不良品と判断できるもの以外は返還できません。取り扱った委託店舗での引換えとなりますので、必ずレシート等の提示を求め対応してください。

指定袋が開封されている場合は、枚数を確認してください、1枚単位の不良品の持込があった場合は、委託店舗の新品の封を開け、持ち込まれた枚数だけ交換してください。

交換後は、不良品及び開封した指定袋を保管し、速やかに市担当課までご連絡ください。市より委託店舗にお伺いし、交換分の引換えを行います。

不良品の現物がない場合や、購入を証明するレシート等が無い場合は、市担当課に問い合わせるように案内してください。

⑤ 証明書の保管

指定袋等の取扱いは、市と委託契約を締結した店舗のみとなります、委託契約締結時に「西条市一般廃棄物処理手数料収納事務委託証明書」を交付しますので、市からの確認依頼があった際に提示できるよう必ず委託店舗にて保管してください。

⑥ 委託店舗の公表

本委託業務は、住民の利便性の向上を目的としたものです、契約締結事業者のリストを市HP等に掲載し周知しますので、住民からの引き渡し依頼があれば対応をお願いします。

⑦ 調査等への対応

契約店舗における、収納事務の状況などを確認させていただく場合があります、指定袋等の収納状況の帳簿の管理は適正に行ってください。

⑧ 取り扱い上のお願い

多様な市民の生活を支えられるよう、全種類の指定袋等を常備し、品切れにならないよう十分な在庫を確保するよう努めてください。また、市民からの問い合わせにも対応できるよう制度を十分にご理解ください。

4 申請及び契約

指定袋等の納品する場所ごとに収納事務委託証明書を発行します、取扱店を複数店舗まとめて申請はできますが、契約はチェーン店や支店の場合でも店舗ごとに行わせていただきます。

各申請用紙は、市ホームページからダウンロードが可能です。

(1) 資格要件

指定袋等の委託店の指定を受けるには、次の要件をすべて満たすことが必要となります。

- ① 市内に店舗を有し、公金の収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められること。
- ② 市税等の滞納がないこと。
- ③ 市の指定袋等の的確な管理及び収納事務の適切な執行を行えること。

(2) 委託店申請時の必要書類

- ① 西条市一般廃棄物処理手数料収納事務委託申出書（様式第1号）
- ② 市税の完納証明書（法人にあつては法人の納税証明書、個人商店にあつては個人の完納証明書）又は市税納税状況調書（様式第2号）

※法人の証明書は直近事業年度とし、個人においては直近年度分の証明書を提出してください。

※納税証明書は申請の3か月以内に発行されたものとします。

※契約の解除の申し出がない場合は自動的に1年間の更新となりますが、完納証明書を提出された場合は都度提出が必要となりますので、市税納税状況調書（様式大2号）の提出をお勧めします。

- ③ 店舗の位置図

住宅地図など店舗の位置が分かるもの。

(3) 提出場所

受付・審査・契約事務・配送・問い合わせ担当課

- ① 西条市役所 2階 衛生課

受理のみ

- ② 西部支所 環境課 生活環境係

- ③ 丹原サービスセンター・小松サービスセンター

(4) 契約期間と契約更新

契約期間は、契約の日からその日の属する年度末となる 3 月 31 日までとします。

契約期間において、公金の処理、指定袋等の取扱い、管理等が適正に行われていると判断でき、委託店から契約解除の申し出がない場合は、同一の条件で一年ごと更新とします。

更新の際、新たな申請や契約の必要はありませんが、市税納税状況を確認させていただく場合がありますので申請時の提出書類にご注意ください。

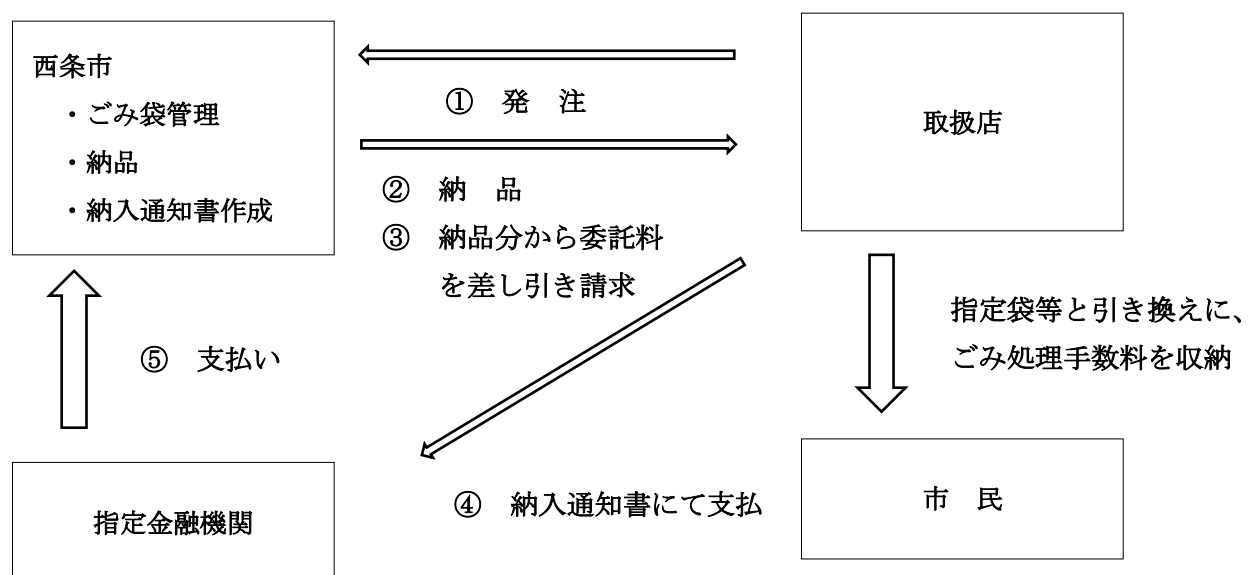
更新時に契約継続の意思がない場合や、事情により契約を解除したい場合は解除を希望する日の 7 日前（土・日・祝日・年末年始を含む）までに市担当課まで申し出てください。契約を解除した場合も、指定袋等の返納はできませんのでご注意ください。

(5) 契約事項の変更

契約期間中に店舗名称や代表者に変更が生じる場合は、一般廃棄物処理手数料収納事務委託変更届出書を提出してください。取扱いに支障がないよう、事前の届出をお願いします。なお、再度契約を締結する必要があると認められる場合は、新たに申出を行っていただくこともあります。

3 発注及び納品

○発注から納品、請求の流れ



(1) 指定袋等の発注方法

指定袋等は、所定の発注用紙に必要数を記載の上、ファックスまたはインターネットにより発注してください。原則、電話による発注はお断りします。

- ◆ 発注メールアドレス eisei@saijo-city.jp
- ◆ 発注ファックス番号 0897-52-1386

(2) 発注単位

発注は、指定袋は1箱、粗大ごみ処理券は1冊（10枚綴り）での発注・引渡しとなります。（組単位での発注はお断りしますのでご注意ください。）

指定袋の種類	サイズ	交付（販売）料金	発注価格	
		1組	納品単位	納品価格
もえるごみ	大 45ℓ	450 円/組	25 組/箱	11,250 円
	中 30ℓ	300 円/組	50 組/箱	15,000 円
	小 20ℓ	200 円/組	50 組/箱	10,000 円
もえないごみ	大 45ℓ	450 円/組	25 組/箱	11,250 円
	中 30ℓ	300 円/組	50 組/箱	15,000 円
	小 20ℓ	200 円/組	50 組/箱	11,250 円
粗大ごみ処理券		300 円/枚	10 枚	3,000 円

(3) 発注の受付

発注の受付は、毎週月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時までとします。

納品は、日を定めて市役所より各店舗に訪問させていただきます。

※時間外に受け付けた場合は、翌業務日の受付とさせていただきます。

4 ごみ処理手数料の納入と委託料の支払い

(1) ごみ処理手数料の納入

指定袋等を納品する後にお渡しする『納入通知書』により、市が指定する金融機関に期限内にお支払いをお願いします。

販売実績による請求でなく、納品分により請求させていただきますのでご注意ください。

納期限が過ぎても支払いがない場合は、次の注文を受け付けない場合がありますのでご注意ください。

(2) 取扱店への委託料の支払い

市より取扱店に手数料収納事務委託料（以下「委託料」という。）をお支払いします。

種類	区分	委託料（税別）
指定袋 （もえるごみ及び もえないごみ）	大（1箱 250 枚）	1,125 円/箱
	中（1箱 500 枚）	1,500 円/箱
	小（1箱 500 枚）	1,000 円/箱
粗大ごみ処理券	冊（10 枚綴り）	300 円/冊

委託料は納品箱数に合わせて乗じ、消費税及び地方消費税相当額を加えた額（当該額に 1 円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）とします。

委託料は納品分の請求時、ごみ処理手数料から委託店に支払う委託料を差し引き請求させていただきます。（繰替払）

〈計算例〉

種類	区分	単位	委託料＋消費税	委託店舗の納入額
指定袋 （もえるごみ及び もえないごみ）	大	箱	1,237 円/箱	10,013 円
	中	箱	1,650 円/箱	13,350 円
	小	箱	1,100 円/箱	8,900 円
粗大ごみ処理券	冊	箱	330 円/冊	2,670 円

○ 大袋を 10 箱納品した場合の例

- ・請求額（納品数量に基づき請求）

@11,250 円/箱×10 箱＝112,500 円

- ・委託料の計算（納品数量に基づき支払）

@1,125 円/箱×10 箱×10%（消費税）＝12,375 円

市が支払う委託料 12,375 円

- ・納入通知書の請求額（委託料を差し引いた金額を支払い）

112,500 円－12,375 円＝100,125 円

市へ支払う金額 100,125 円

【西条市指定袋等 J A Nコード】

種類		J A Nメーカーコード												
		国コード		商品メーカーコード								商品コード		CD
もえる 用	大	4	5	9	5	6	4	3	8	3	5	0	1	1
	中											0	2	8
	小											0	3	5
もえな い用	大											0	4	2
	中											0	5	9
	小											0	6	6
粗大ごみ処理券														

※消費税及び地方消費税相当額を別途徴収しないよう、レジスターの設定にあたっては十分に注意してください。

6 その他

(1) 事業者への販売

委託店舗で取り扱う指定袋等は、家庭用の指定袋・粗大ごみ処理券となります。家庭系以外の少量の廃棄物を排出する事業所向け専用指定袋は、市役所衛生課及び西部支所環境課生活環境係にて販売しますのでご案内ください。

7 お問い合わせ先

西条市 環境部 衛生課 TEL 0897-52-1338